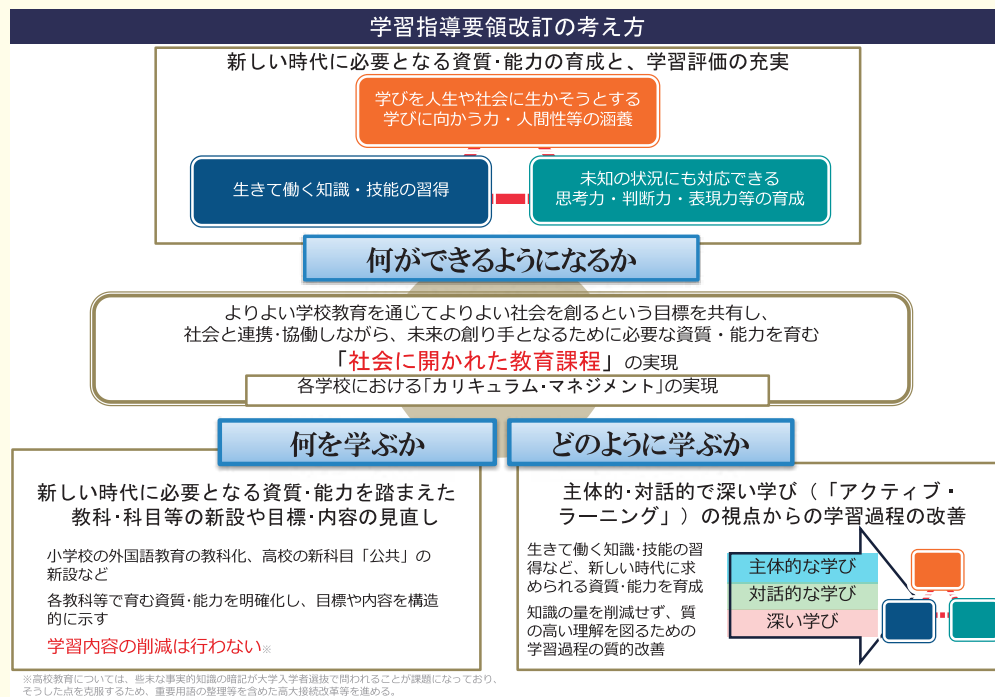


第2-14図 学習指導要領改訂の方向性



る。

また、高等学校通信教育については、一部で不適切な教育運営の実態が明らかとなったことを踏まえ、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」を策定した（平成28年9月策定。平成30年3月に一部改訂）。これに基づき、文部科学省として所轄庁に全面的に協力しつつ、広域通信制高等学校に対して、実地による点検調査等を実施している。

#### (4) 学校教育の情報化の推進（文部科学省、総務省）

社会の情報化が急速に進展する中で、子供たちが情報や情報手段を主体的に選択し活用していくための基礎的な資質としての情報活用能力を身に付け、情報社会に主体的に対応していく力を備えることがますます重要となっている。

平成29（2017）年3月に公示された小学校及び中学校、平成30（2018）年3月に公示された高等学校の新学習指導要領では、情報活用能力を言語能力などと同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、各学校におけるカリキュラム・マネジメントにより、教育課程全体で確実に育成することとしている。また、情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることに配慮するよう総則において新たに明記している。

これらを踏まえ、文部科学省では、新学習指導要領の実施に向けた情報活用能力の育成に関する取組を進めている。「小・中・高等学校を通じた情報教育強化事業」においては、平成29年度より情報活用能力を各教科等の学習に効果的に関連付けて育成するためのカリキュラム・マネジメントの在り方等に関する調査研究を行っているほか、新たに必修化された小学校におけるプログラミング教育を推進するために指導事例の創出や教師研修用教材の開発、セミナーの実施に取り組んでいる。さらに、高等学校情報科の内容が充実することを踏まえ、平成30（2018）年度より、情報科担当教師の指導力向上に取り組んでいる。なお、小学校のプログラミング教育については、「未来の学びコンソーシアム」<sup>8</sup>において、文部科学省・総務省・経済産業省、教育・IT関連の企業・ベンチャーなどが連携し、学校現場への支援につながる取組を進めている。

また、昨今、スマートフォンやソーシャルネットワークサービス（SNS）などが児童生徒に急速に普及しており、児童生徒がSNS等の不適切な利用によるトラブルや犯罪に巻き込まれる事例が発生している。そのため、情報モラル教育の推進に係る児童生徒向け啓発資料の作成・配布や教師用指導資料の改善等により、学校における情報モラル教育の充実を図るとともに、セミナーの開催等を通じて、教師の指導力向上を図っている。

ICTを活用した遠隔教育は、多様性のある学習環境や専門性の高い授業の実現など、質の高い学習の実現に資することが期待されており、文部科学省では、遠隔教育の更なる推進に向け、平成30年9月に「遠隔教育の推進に向けた施策方針」<sup>9</sup>を取りまとめた。また、平成30年11月に公表された「新時代の学びを支える先端技術のフル活用に向けて～柴山・学びの革新プラン～」<sup>10</sup>においては、遠隔教育の推進による先進的な教育の実現を政策の柱として位置付けている。平成30年度からはALTを活用した外国語指導等において、遠隔教育システムを活用することにより、児童生徒の学びの質の向上を図る実証事業を行っている（遠隔教育システム導入実証事業）。

なお、同プランでは、教育の質の向上に向け、教師を支援するツールとして、学校現場における先端技術の活用の促進が必要不可欠としており、文部科学省において、「公正に個別最適化された学び」の実現や、教師の指導の充実による教育の質の向上に向け、学校教育において効果的に活用できる先端技

8 <https://miraino-manabi.jp/>

9 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1409323.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1409323.htm)

10 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/other/1411332.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/other/1411332.htm)

術の導入についての実証事業を行うこととしている（新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業）。

一方、教師の長時間勤務の解消が喫緊の課題となっており、校務の情報化を進めることで、出席管理や成績処理等の事務業務が効率化されることから、統合型校務支援システムの普及促進が重要である。このため、平成30年度より、学校における校務の情報化を効率的に進めるため、都道府県単位での統合型校務支援システムの共同調達・運用の促進に係る実証を行っている（統合型校務支援システム導入実証研究事業）。

また、平成29年度より、文部科学省<sup>11</sup>及び総務省<sup>12</sup>が連携し、教職員が利用する「校務系システム」と、児童生徒も利用する「学習系システム」間を安全かつ効果的・効率的に連携させ、校務の情報と学習記録データ等をつなげて教育の質の向上を図る実証事業を行っている。文部科学省においては、主として学習指導・生徒指導や学級・学校運営の質の向上等に向けた校務の情報と学習記録データ等の活用モデルについての整理等を行っている（次世代学校支援モデル構築事業）。

また、総務省においては、両システムの連携について、主に技術的な観点から実証し、「スマートスクール・プラットフォーム」として標準化をすることとしている（スマートスクール・プラットフォーム実証事業）。これらの事業において、データの利活用と情報セキュリティの確保の両立に向けて「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の在り方を検討することとしている。

文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え、学校において最低限必要とされ、かつ優先的に整備すべきICT環境について明示するため、平成29年12月に「平成30（2018）年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」<sup>13</sup>を策定した。また、学校におけるICT環境の整備に必要な経費については、当該整備方針を踏まえた「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」<sup>14</sup>に基づき、単年度1,805億円の地方財政措置が講じられている。しかしながら、例えば平成30年3月現在、教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数は5.6人<sup>15</sup>に留まっているなど、目標水準には届いておらず、かつ、自治体間で大きな差があるなどの課題があり、更なる取組が必要である。

このため、文部科学省においては、「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の主要な項目に関するデータについて、都道府県及び市区町村ごとの状況を見やすくグラフ化し、更に、学校のICT環境の整備状況の都道府県及び市区町村別順位を公表するなど「見える化」することにより、学校のICT環境整備の促進を図っている。

これらの取組に加え、ICT環境の整備・充実を図る自治体を支援するため、「ICT活用教育アドバイザー」の派遣を自治体のニーズに応じて行っている。

また、総務省では、平成28（2016）年度より「若年層に対するプログラミング教育の普及推進」事業を実施。クラウドを活用した低コストかつ効果的なプログラミング教育の実施モデルを、地域における民間指導者の育成・活用方法等を含め、教育課程外において全国35都道府県（85校）で実証を行った。平成29年度には、障害のある児童生徒を対象としたプログラミング教育の実施モデルを、教育課程内を中心に全国10都県（20校）で実証を行った。さらに、令和2（2020）年度からの小学校におけるプログラミング教育の本格導入を通じて、IoTへの興味・関心を高めた児童生徒が、放課後に地域で継続的・発展的に学習できる場の管理・運用のためのガイドライン策定に向け、平成30年度から実証事業を開始し、平成30年度には23箇所を実施した。

11 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/main18\\_a2.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/main18_a2.htm)

12 [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/kyouiku\\_joho-ka/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/index.html)

13 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1399902.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1399902.htm)

14 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1402835.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1402835.htm)

15 「平成29年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1408157.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1408157.htm)

### 3 大学教育等の充実（文部科学省）

#### (1) 大学教育の充実

##### ア 教育機能の充実

大学教育では、個々の授業科目などを超えた大学教育全体としてのカリキュラム・マネジメントを三つの方針（卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針）に基づき確立するとともに、主体性を持って多様な人々と協力して学ぶことのできるアクティブ・ラーニングへの質的転換が推進されている。また、各大学において、産業界と連携した実践的な教育やインターンシップを通じたキャリア教育などの学生の社会的・職業的自立に関する組織的な教育活動の展開、教育内容・方法の改善、教育情報の公表などの取組が積極的に行われている。

文部科学省は、このような大学の取組を促進するため、アクティブ・ラーニング、学修成果の可視化、高大接続改革、長期学外学修プログラム、卒業時における質保証など新たな教育改革の方向性に合致した先進的な取組を支援する「大学教育再生加速プログラム」事業の実施や「大学等におけるインターンシップの届出・表彰制度」を行っている<sup>16</sup>。

##### イ 教育研究の質の維持・向上

文部科学省は、大学教育の国際的通用性の確保や学生保護の観点から、大学を設置するのに最低限必要な基準として大学設置基準を定めるとともに、大学等の設置や組織改編に当たっては、設置計画が大学設置基準等の法令等に適合しているかについての大学設置・学校法人審議会の審査を踏まえて認可を行っている。また、設置認可後は、設置計画の履行状況などを調査することにより、設置認可から完成年度までの質の保証を行っている。さらに、全ての国公立大学が文部科学大臣から認証された評価機関による定期的な評価を受ける認証評価制度により、恒常的に大学の教育研究の質の維持・向上を図っている。

##### ウ 大学院教育の充実

文部科学省は、俯瞰力と独創力を備え、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成するため、産・学・官の参画を得つつ専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した学位プログラムを構築・展開する「博士課程教育リーディングプログラム」事業を実施し、大学院教育の抜本的改革を支援している<sup>17</sup>。さらに、平成30（2018）年度より「卓越大学院プログラム」事業を開始し、各大学が自身の強みを核に、国内外の大学・研究機関・民間企業等と組織的な連携を行いつつ、世界最高水準の教育力・研究力を結集した博士課程前期・後期一貫の学位プログラムを構築することで、あらゆるセクターを牽引する卓越した博士人材を育成するとともに、人材育成・交流及び新たな共同研究の創出が持続的に展開される卓越した拠点形成する取組を推進している<sup>18</sup>。

##### エ 学修支援サービス

各大学では、アクティブ・ラーニングなどを行う際に、優秀な大学院生が教育的配慮の下に学部学生に対する助言や実験・実習の教育補助業務を行うティーチング・アシスタント制度や、学生の学修過程や学修成果を長期にわたって収集する学修ポートフォリオなど、多様化した学生の学修活動を支援する取組を行っている。

文部科学省は、大学の取組に関する調査の結果を発信することで、大学の取組を促進している。

<sup>16</sup> [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/kaikaku/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/index.htm)

<sup>17</sup> [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/kaikaku/hakushikatei/1306945.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/hakushikatei/1306945.htm)

<sup>18</sup> [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/kaikaku/takuetudaigakuin/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/takuetudaigakuin/index.htm)

## (2) 専修学校教育の充実

専修学校<sup>19</sup>は、職業や生活に必要な能力の育成や教養の向上を図ることを目的とし、社会の変化に即応した実践的な職業教育を行う機関として大きな役割を果たしている。専門的な職業知識・技術の習得のほか、職業観・勤労観の醸成や自己学習能力の育成において相当の成果を挙げており、若者の職業的自立にも寄与している。

文部科学省は、専修学校教育の振興を図るため、以下のような取組を行っている。

- ・企業などとの密接な連携を通じ、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定（認定学校数：994校、認定学科数：2,986学科（平成31年3月5日現在））
- ・「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」において、中長期的な人材育成に向けた産官学の協議体制の構築を進めるとともに、地域や産業界の人材ニーズに対応した社会人等が学びやすい教育プログラムの開発・実証等を実施
- ・教育装置・情報処理関係の設備整備などに対する補助、教員研修事業などの実施

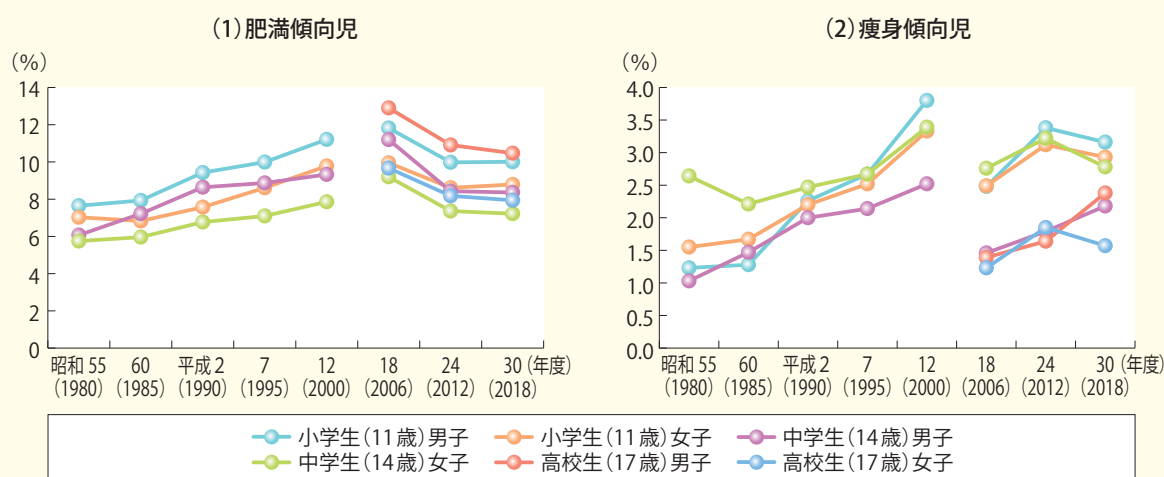
## 第2節 子供・若者の健康と安心安全の確保

### 1 健康教育の推進と健康の確保・増進等

子供や若者が健やかに成長するためには、自らの心・身体の健康を維持することが重要である。最近10年では、肥満傾向児が減少している一方で、痩身傾向児は増加傾向が続いており（第2-15図）、また、未成年者による飲酒、喫煙、10代の性感染症（第2-16図、第2-17図）や人工妊娠中絶（第2-18図）など、思春期特有の課題も見られる。こうしたことから、子供・若者が自ら心身の健康に関心を持ち、正しい知識を得ることで、健康の維持・向上に取り組めるよう、様々な分野が協力し、健康維持の推進と次世代の健康を育む対策が必要である。

#### 第2-15図 肥満傾向児・痩身傾向児の出現率

◆最近10年、肥満傾向児が減少している一方、痩身傾向児は増加傾向が続いている。



(出典) 文部科学省「学校保健統計」

(注) 1. 平成18年度から算出方法が変更となっている。

2. 性別、年齢別、身長別標準体重から肥満度を算出し、肥満度が20%以上の者が肥満傾向児、-20%以下の者が痩身傾向児。

3. 高校生は平成18年度から調査されている。

19 入学資格の差異により三つの課程（専門課程、高等課程、一般課程）が設けられている。高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校専門課程（専門学校）には、平成30年5月現在では18歳人口の22.7%が進学している。